

我が国のアンチ・ダンピング措置利用可能性に関する調査研究

(報告書の概要)

本調査研究は、これまで外国からアンチ・ダンピング調査の対象とされることは数多く有るが、外国から日本へ輸入される製品に対してアンチ・ダンピング調査を行った件数は非常に少ない我が国が、更なる貿易の活発化等により、今後のニーズが高まっていくことが想定される我が国への特に中国からの安い輸入品に対してのアンチ・ダンピング措置適用ニーズへ対応すべく、よりの確でスムーズなアンチ・ダンピング調査方法等を確立していく為の、分析・検討を行うことを目的としている。

この分析・検討を行う為の調査研究として、中国に対するアンチ・ダンピング調査を最も数多く行ってきている、米国とEUの調査方法等の実態の把握・分析を行い、その調査方法等の実態を把握し、米国やEUが、中国を対象としたアンチ・ダンピング調査において、いかなる根拠をベースに、またいかなる基準等に基づいて、中国に対するアンチ・ダンピング調査の結果としての決定をどのように下してきているのかについての具体的事例等に基づいての分析を行った。

米国のアンチ・ダンピング調査においては、市場経済国として取り扱うかどうかについてのいくつかの基準を持っており、そうした基準に基づいて、個々のアンチ・ダンピング調査において、種々の検討をしてきているが、中国に関しては、基本的に市場経済国としては取り扱ってきてはいない。こうした市場経済国ではない非市場経済国に関しては、ダンピング・マージンの算定方法は特別なものが有り、基本的にはそのダンピング・マージン算定方式により、国単位の税率が適用されるが、一定条件をクリアすれば個別税率の適用を受けることもできる。

EUのアンチ・ダンピング調査においては、非市場経済国と分類される国も、アンチ・ダンピング規則の改正で、一定の条件を満たせば市場経済国としての扱いを受けることができるようになり、また国単位でのアンチ・ダンピング税率の適用ではなく、個別税率の適用を受けることも可能となっている。その適用を判断する前提となる情報として「市場経済国扱い又は/及び個別税率適用申請に関する質問書」というものを、当該適用を希望する被調査企業に発出し、その回答内容に基づいて個々の判断・認定をしてきており、数は多くはないが、そうした認定を受けてきた企業も出てきている。

この分析は、アンチ・ダンピング制度を利用する側となる日本企業、また調査を行い、措置の適用の決定を下す側となる調査当局にとっても有用な分析となると思われる。

(報告書の主要構成)

1. はじめに
2. 米国・商務省の中国に対するアンチ・ダンピング調査の分析
3. EU・欧州委員会の中国に対するアンチ・ダンピング調査の分析
4. 中国国内産業の価格決定メカニズム等に関する考察
5. 中国の法律事務所から見た、米国とEUのアンチ・ダンピング調査